

債権仮差押命令の申立てについて

広島簡易裁判所
平成26年4月

1 申立ての管轄

本案の管轄裁判所

既に訴えを提起しているときは同一の裁判所，提起していないときは本案の管轄裁判所となるべき裁判所です。

2 申立てに必要な費用

(1) 申立手数料

2000円分の収入印紙を納めてください（消印しないこと）。

(2) 郵便切手（陳述催告の申立てをしない場合には，※の切手は不要）

1082円×2（債権者，債務者に対する決定正本送達費用）

1130円×1（第三債務者に対する決定正本送達費用）

※ 82円×1（陳述書送付費用）

※ 512円×1（陳述書返送費用）

3 提出する書類等

(1) 申立書

ア 正本 1通

申請の押印はもちろんです，各ページに捨印を押してください。

各ページ間の契印は不要ですが，各ページの下部中央欄外にページ数を記載してください。

イ 当事者目録，請求債権目録，仮差押債権目録を各4通

(2) 疎明資料

写しを各1通（申立書提出の際に原本と照合しますので，必ず原本を持参してください。）

(3) 添付書類

当事者が法人の場合，資格証明書（登記事項証明書，商業登記簿謄本など）が必要です。申立時から1か月以内に作成されたものを提出してください。

4 その他注意事項

陳述催告の申立ては，債権仮差押命令申立時にしてください。

必要費用，提出書類は，債権者，債務者，第三債務者が各1名の申立てを前提としたものです。